

## 教第 5 号議案

神戸市立青少年科学館条例施行規則の一部を改正する規則に関する市民意見公募  
手続きの実施 について

神戸市立青少年科学館条例施行規則の一部を改正する規則に関する市民意見公募手  
続きを実施するに当たり、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 8 条の 2 の規定に  
基づき提示すべき意見を別紙のように決定する。

令和 4 年 4 月 2 7 日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 高田 純

神戸市立青少年科学館条例施行規則の一部を改正する規則に関する意見

神戸市立青少年科学館条例施行規則の一部を改正する規則に関する市民意見公募手続きの実施については異議ありません。

令和4年4月27日

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

文文交第 316 号

令和 4 年 4 月 21 日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳 様

神戸市長 久元 喜造

神戸市立青少年科学館施行規則の一部を改正する規則に関する市民意見公募手続きの実施についての意見聴取の件

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 8 条の 2 の規定に基づき、神戸市立青少年科学館条例施行規則（令和 4 年 3 月規則第 64 号）の一部を改正する規則に関する市民意見公募手続きを実施するに当たり、神戸市教育委員会の意見を聴取します。

（担当：文化スポーツ局文化交流課）

神戸市立青少年科学館条例施行規則の一部を改正する規則に関する市民意見公募手続き  
の実施について

文化スポーツ局文化交流課

**意見公募手続きについて**

- ・意見募集の期間：令和4年5月11日（水）～6月10日（金）[予定]
- ・改正内容：別紙参照

## 神戸市立青少年科学館条例施行規則の一部改正の概要

### 1. 改正の趣旨

令和4年7月にリニューアルオープン予定のプラネタリウムドーム等の使用に関して、使用の許可・届出及び使用料の返還・減免等の手続き、または行為の禁止について定めるために、必要な改正を行います。

### 2. 改正の概要

(1) プラネタリウムドーム等の使用許可、または使用に当たって入場料、受講料その他の対価を収受するとき、又は営利目的で使用する際の届出について必要な事項を規定する。

#### ①第2条(使用の許可)

- ・プラネタリウムドーム等の使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ使用申請書を市長に提出する。
- ・使用申請書は、使用しようとする日の6月前の日から3月前の日まで受け付けるものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。
- ・使用の許可をしたときは、使用申請書を提出した者に、使用許可書を交付する。

#### ②第3条(届出事項)

- ・入場料、受講料その他の対価を収受する場合における当該金額
- ・催物その他の施設の使用により行おうとする事業の内容
- ・上記のほか、許可を行うかの判断をするにあたり特に記載が必要と認める事項

(2) プラネタリウムドーム及びその附属設備を使用する場合を「使用料」、従来規定していた業として写真又は映画の撮影、広告、宣伝その他これらに類する行為をするときを「行為使用料」と定義し、それぞれ「使用料」、「行為使用料」の返還、減免に関する基準等の必要な事項を規定する。

#### ①第8条(使用料の返還)

| 返還の理由  | 返還の額  |
|--|-------|
| ①天変地異、不可抗力、その他使用者の責めに帰すことのできない理由により施設等の使用ができない場合 | 全額    |
| ②市長が管理運営上、公益上やむを得ない理由により使用の許可を取り消した場合            |       |
| ③使用者が使用日の3か月前までに市長に申し出て、使用許可を取り消した場合             | 7割相当額 |
| ④使用者が使用日の1か月前までに市長に申し出て、使用許可を取り消した場合             | 3割相当額 |

#### ②第9条(行為使用料の返還)

| 返還の理由  | 返還の額 |
|--|------|
| ①天変地異、不可抗力、その他使用者の責めに帰すことのできない理由により施設等の使用ができない場合 | 全額   |
| ②市長が管理運営上、公益上やむを得ない理由により使用の許可を取り消した場合            |      |

#### ③第11条(使用料の減免)

| 減免の理由                        | 減免の種類                  |
|------------------------------|------------------------|
| ①国、地方公共団体がプラネタリウムドーム等を使用するとき | 免除                     |
| ②その他、市長が特に必要があると認めるとき        | 市長が必要と認める額の減額<br>または免除 |

**④第12条(行為使用料の減免)**

| 減免の理由                 | 減免の種類                  |
|-----------------------|------------------------|
| ①国、地方公共団体が施設等を使用するとき  | 免除                     |
| ②その他、市長が特に必要があると認めるとき | 市長が必要と認める額の減額<br>または免除 |

(3)科学館内における科学館の管理運営上支障のある行為について規定する。

**第14条(行為の禁止)**

- ①火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為
- ②騒音又は大声を発する行為、暴力を用いる行為、その他他人の迷惑になる行為
- ③科学館内の施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、若しくは滅失する行為又はこれらのおそれのある行為
- ④所定の場所以外の場所での飲食又は喫煙
- ⑤所定の場所以外の場所への立入り
- ⑥許可を受けないで広告類を掲示し、又はまき散らす行為
- ⑦許可を受けないで寄附金品を募集し、物品を販売し、若しくは陳列し、又は飲食物を販売し、若しくは提供する行為
- ⑧許可を受けないで、写真、映画等の撮影その他これに類する行為
- ⑨許可を受けないで、テレビ、ラジオ等の中継及び録画その他これに類する行為
- ⑩前各号に掲げるもののほか、市長が科学館の管理上支障があると認める行為

**3. 施行予定日**

令和4年7月1日